

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月、会社A（以下「会社」という。）に入社し、平成○年○月からは、欧米マーケティング室長として業務、予算、人員などの管理業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、以前受診していたBクリニックに受診し「うつ病性障害の再発」と診断された。その後、同年○月○日にCクリニックに受診し「軽症うつ病エピソード」と診断され、平成○年○月○日まで通院加療を行い、同月○日にはD病院に受診し「反復性うつ病性障害」と診断後、自宅療養を行った。被災者は、同年○月○日に1日だけ職場復帰した後、症状が悪化し、同月○日から同病院に医療保護入院となったところ、同年○月○日に無断離院し、翌日○日に左内頸動脈切断により自殺した。

請求人は、被災者が業務により精神障害を発病した結果、自殺したものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害（以下「本件疾病」という。）について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「Ｆ３３反復性うつ病性障害」を発病したものと意見しており、当審査会としても、被災者の症状の経過、医証等から、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人らは、被災者の欧米マーケティング室長としての業務が重責であったと主張しているが、被災者は、当該業務が重責であり、相応の困難と責任を伴うものであることを十分自覚してその地位に３年以上在籍していたものと解されるものであり、当該業務は精神障害を発病させるような強い心理的負荷をもたらすものとはいえない。また、業務の評価は、発病前６か月の間に起こった出来事を対象とするものであり、業務に関し数年先を見越した目途があったとしても、それ自体強い心理的負荷をもたらす出来事とは評価できない。

その点、請求人らの主張は、通常の業務の中で生起する出来事と通常の業務において生じる心理的負荷を超える出来事の区別なく主張しているものと解される。

そして、請求人らが、本件において、繰り返し、被災者の心理的負荷の対象となった出来事として、①新規事業の担当になった、②仕事量や質に大きな変化があった、③ミスの発生で監督責任を問われた、④海外出張のメンバーから外された、⑤上司のEにマーケティングの理解がなく、上司との間にトラブルがあった、⑥組織変更のため、執務室が○階から○階に移動した、⑦TCR活動でコスト削減に取り組んだ、⑧エステスクール教材の開発、⑨海外出張等で長時間労働があった等を主張しているが、当審査会としては、これらの出来事に対する決定書の判断は妥当なものと判断する。

- (4) 請求人らは、本件再審査請求において、新たに、被災者がFの売上額を20年後に約10倍の10億ドルとするという達成困難な売上目標の達成を求められており、その未達がペナルティとして被災者の低い業績評価につながった旨主張する。しかし、被災者が作成した週報においても、平成○年度下期の欧米子会社の年間累計売上については計画未達となった旨報告されている一方、F単独の売上についてはどの程度の伸びが求められていたかに関し明確な記載が認められないことから判断すると、被災者がF単独の売上の状況を具体的に管理するよう求められていたものと認めることは困難であり、請求人らの主張は採用できない。

また、被災者の平成○年度下期の業績評価が、相対評価で下から10%に該当する「C1」とされたこと自体は、当該評価が確定するのは平成○年○月以降となることから、本件疾病発病後の出来事であり、本件疾病の発病に関与した出来事として評価することはできないと判断する。

- (5) また、請求人らは、被災者に生じた上記の一連の出来事がいずれも強い心理的負荷となったものであり、会社に証拠の提出を求める必要がある旨主張するが、業務による心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものであるところ、本件について、被災者の職責、経験等に照らして客観的にみても、その業務は通常の精神的負荷を超える強い心理的負荷をもたらす業務であったと

までは認めることができないものであると判断する。

よって、請求人らの審理のための処分の申立てについて、当審査会はその必要性を認めないことを付言する。

(6) 以上のことから、本件疾病発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事の全体評価は「強」には至らず、業務によって精神障害を発病するほどの強度の心理的負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。